「ごみのない美しい街づくり運動」実施要領

1 目 的

本運動は、ごみのポイ捨てやごみの不法投棄の防止を図ることを目的に、昭和 47 年から年末に向けての清掃活動として、各自治会の協力のもとに守山市民の方々が主体となり、散乱ごみ(ポイ捨てごみ)等を中心とした清掃を実施しています。

2 実施日

- (1) 令和 7年 11 月 16 日 (日)、令和 7年 11 月 30 日 (日)、令和 7年 12 月 7日 (日)
- (2)環境センター等へのごみの搬入時間について

搬入時間 午前8時30分から正午まで(時間厳守)

※<u>遅れる場合は、必ず11時30分までにごみ減量推進課までご連絡</u>していただきます ようお願いします。

「当日連絡先: ごみ減量推進課 (安達) 080-8934-7051午前8時30分から正午まで]

3 実施方法

本運動によるごみは、分別のうえ、守山市環境センター(土砂(ヘドロ)は除く)に搬入していただくことができますので、下記事項にご留意のうえ、住民の方々にも周知いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、土砂(ヘドロ)につきましては、野洲川廃川敷地(笠原町)の指定搬入場所への搬入 をお願いいたします。

また、上記の作業において、土木重機(バックホウ等)を使用される場合は、実施計画書の 使用土木重機名欄に記入してください。

【分別区分および搬入方法】

	分別区分	搬入方法
環境センターへ搬入	草	 ・「できる限り袋を使用せず搬入ください」また、ブルーシートをかぶせる等で飛散防止をしてください。 ・やむを得ず袋を使用される場合、「袋の封をせず搬入」してください。 ※袋は透明または半透明のもののみ使用可能です。土のう袋、堆肥袋の使用は禁止します。 ・ 石、土、砂、樹木等の異物の混入はしないでください。
	樹木	 2m以内の長さに切断してください。 直径5cm未満と5cm以上に分けて搬入してください。 (おろす場所が異なります。) 石、土、砂、草等の異物の混入はしないでください。 根については、「土」を完全に落とした状態の場合のみ搬入していただけます。

環 境 セ ン タ 搬 入

- 持込は原則、「ポイ捨てごみ」のみを対象とさせていただきます。 ※家庭ごみ、事務所から出たごみは対象外です。
- ・ 「**ポイ捨てごみ」については**、袋に入れて搬入してください。
- ・ 焼却ごみ、破砕ごみ、危険物は、必ず分けて袋に入れてください。 (搬入は一緒で構いません。)

◎ポイ捨てごみの分別区分

焼却ごみ

破砕ごみ

(ポイ捨

てごみ)

焼却ごみ

⇒プラスチック製品、小さな木片、紙くず、ゴム、皮革製品、繊維類

⇒金属類、陶磁器、ガラス類

危険物

⇒スプレー缶、ライター

※「ポイ捨てごみ」を、集積所に出される場合は、焼却ごみ、破砕ごみの 収集日に美化清掃エフ(黄色)を付けて出してください。ただし、家庭系 ごみ収集に影響を及ぼす可能性があるため、1集積所につき、5袋程度 での排出に限ります。

・ 環境センターへ搬入することができません。土のう袋をお渡ししますの で、できる限り自治会内での処理の検討をお願いします。

- ・ 自治会内で処理ができないときは、**指定搬入場所(別紙3参照)**を用意 していますので、そちらに搬入してください。
- ・ 土砂以外の搬入は厳禁とします。石やレンガ、コンクリートブロックが 混入されているヘドロは受け入れできませんので、除去してから搬入 してください。
- ・ 不要になった土のう袋は、中身を取り除いて美化エフをつけて排出して ください。

○案内図(詳細位置図は別紙2、3を参照ください)

土砂

指

定

場

所

笠 原 (ヘドロ)



- 4 報奨金および助成金について (2) から (4) は今年度より助成します
 - 守山市河川愛護作業助成金交付要綱に基づき報奨金および助成金を交付いたします。
 - (1) 自治会均等割(15,000円/自治会)、世帯割(30円/世帯)
 - (2) 重機借上助成(上限 40,000円)・・・領収書(写)が必要です。
 - (3) 運搬車両借上助成
 - (上限4台 ダンプ5,000円/台・軽トラ2,000円/台)
 - (4) 損害保険助成(500円/自治会)・・・契約書(写)が必要です。
- 5 搬入に来られる方へ
 - (1) 当日、環境センターの場内は一方通行になります。指導員の誘導に従ってください。
 - (2)環境センター内は、ごみの種類(草、樹木、焼却ごみ、破砕ごみ)によって搬入していただく場所が異なりますので、<u>必ず分別し、できる限りごみの種類ごとに運搬する車両を分けて、</u>搬入してください。
 - ※土砂については環境センターへ搬入することはできません。
 - (3)環境センターへの搬入出時に計量を実施しますので、ご協力をお願いします。
 - (4)環境センターに搬入される際、搬入経路(別紙2)を確認し遵守してください。
 - (5) <u>守山市指定の土砂搬入場所(笠原町)には、土砂以外の物(草、樹木、焼却ごみ、破砕ごみ等)を搬入していただくことはできません。</u>指定の場所に排出していただくようお願いいたします。
 - (6)搬入状況によっては、待ち時間が発生しますので、ご了承願います。
 - (7) <u>必ず、2人以上でお越しいただき、各自治会で搬入物を降ろしてくださいますようお願いいたします。</u>毎年、搬入をご担当される自治会の方が、大変苦労されています。
 - (8) ダンプ車両の操作については各自治会にて行っていただきますので**操作ができる方が搬入** していただきますようお願いいたします。
 - (9) 搬入される際、マスク、手袋の着用をお願いします。
 - (10)家庭・事業所から排出されたごみについては、一切お受けできません。
- 6 当日のお願い
 - (1)環境センターへ直接搬入のご協力をお願いします。

家庭ごみを出すごみ集積所に、本作業により発生した草、樹木を多量排出されると、家庭 ごみの収集に支障をきたします。

作業により発生した草や樹木は集積所では回収できません。必ず、環境センターへ直接搬入していただきますようお願いいたします。

(2) 自治会において、最後に搬入される方は、係員へ搬入終了の報告をして下さい。

「環境センターへのごみの搬入」および、「土砂置き場(笠原町)への土砂の搬入」終了時 には、「○○自治会、これで終わりです」と係員に伝えてください。

環境センターへの搬入状況確認のため、実施計画書 (別紙) に記入いただきました連絡先に、 職員より連絡をさせていただくことがございますのでご了承ください。**)**

- ※天候等により清掃活動を中止される場合、ごみ減量推進課(当日の場合は当日連絡先)までご連絡いただきますようお願いいたします。
- (3)搬入経路の徹底について

環境センターおよび、土砂置き場(笠原町)に搬入される際、道路に草、枝木、土砂等が飛散し、一般通行者への影響が報告されておりますので、搬入ルートの遵守と交差点での徐行等、飛散防止にご協力賜りますようお願い申し上げます。特に、土砂の搬入時は、荷台にブルーシートを敷くなどして、車外への漏れ等がないようにしてください

(4)消火栓の使用禁止

側溝等の清掃において、消火栓は絶対に使用しないで下さい。近隣の水道水がにごる原因となります。

(5) 車両許可証について

ごみ運搬用の車両については自治会で用意をお願いします。**搬入の際は、ごみ減量推進課発** 行の車両許可証に自治会名等を記入し、必ず車両前面左側の見やすい箇所に貼付してください。

(6) 排出禁止物については、環境センターへ持ち込みができません。持ち込みをされた場合は、お持ち帰りいただくことになりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

守山市環境生活部ごみ減量推進課 ごみ減量推進係 担当:安達・藤原 住所 守山市環境学習都市宣言記念公園1-1 (もりやまエコパーク交流拠点施設内) 連絡先

TEL 077-584-4692

FAX 077-584-4818

Meil gemigenrye@eity meniyeme la ir

Mail gomigenryo@city.moriyama.lg.jp

清掃活動当日連絡先: ごみ減量推進課 (受付時間:午前8時30分から正午まで) TEL 080-8934-7051 (安達)